

埼行発第558号
令和5年11月28日

日本行政書士会連合会
関東地方協議会
単位会会長 各位

埼玉県行政書士会
会長 関口 隆夫
(公印省略)

埼玉県(特別管理)産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く) 許可申請における「電子申請・届出サービス」利用の開始について

埼玉県収入証紙の廃止に伴い、標記の産業廃棄物収集運搬業許可申請については「電子申請・届出サービス」を用いた申請及び申請手数料の納付に移行することになりました。

これに伴い、従来の申請方法及び申請手数料の納付方法が下記の通り変更となりますので、貴会会員等へ周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

記

1 変更の概要

埼玉県収入証紙の廃止に伴い、申請方法及び申請手数料の納付方法が「電子申請・届出サービス」による申請及び電子納付と郵送等を併用する方法に変更します。

※窓口での決済端末によるキャッシュレス決済には対応しませんので御注意ください。

2 手続き方法

手続きの詳細は下記を御確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/kurashi/gomi/sangyo/shushuunpan/index.html>

3 利用開始日時

令和5年11月30日(木)午前9時00分から。

※令和6年3月末日までは、従来の埼玉県収入証紙による申請手数料の納付が可能です。なお、令和5年12月末日をもって、埼玉県収入証紙の販売は終了となります。